

理容所・美容所開設届出の手引き

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

令和6年6月

目次

1. 理容・美容について	P1
2. 理容所・美容所の開設手続きについて	P3
3. 理容所・美容所開設後の手続（変更、廃止、承継）について	P11
4. 構造設備の基準	P13
5. 衛生上必要な措置の基準	P16
6. Q & A	P20
7. その他	P21

1. 理容・美容について

【理容・美容の定義】

「理容業」とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいい、理容を業とする者を理容師、理容の業を行うために設けられた施設を「理容所」といいます。【理容師法第1条の2】

「美容業」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいい、美容を業とする者を美容師、美容の業を行うために設けられた施設を「美容所」といいます。【美容師法第2条】

注意！！

以下の行為は「美容」に該当します。無資格、無届で行うと違法行為として行政指導の対象となります。

- ・ヘアメイク ・メイクアップ ・まつげエクステンション ・眉毛パーマ
- ・一部のフェイシャルエステ など

※業をはじめるとあたり管轄保健所に一度ご相談ください

【管理理容師・管理美容師について】

従事者（理容師・美容師）の数が常時2人以上の理容所・美容所開設者は、当該理容所・美容所を衛生的に管理させるため、理容所・美容所ごとに、管理理容師や管理美容師を置くことが義務づけられています。【理容師法第11条の4】【美容師法第12条の3】

免許を受けた後、3年以上理容・美容の業務に従事し、かつ厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者が、管理理容師や管理美容師になることができます。【理容師法第11条の4】【美容師法第12条の3】

【出張理容・美容について】

理容師法及び美容師法では、理容師・美容師は、理容所・美容所以外ではその業をしてはならないこととされていますが、以下に示す特別な事情がある場合には、理容師・美容師の資格があれば、理容所・美容所以外で業を行うことができます。

なお、沖縄県では、理容所・美容所に所属していない理容師・美容師が出張業務を行うことは認めていません。

1. 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して理・美容を行う

場合

2. 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理・美容を行う場合
3. 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理・美容を行う場合
4. 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理・美容を行う場合
5. 理・美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理・美容を行う場合
6. 前に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合

出張理容・美容業務を行う場合には、その業務内容を保健所に届け出なければなりません。届出は理容所・美容所ごとに行い、最長で1年度分の予定を届け出ることができます。

【理・美容師の資格について】

理容師・美容師になるためには、国（もしくは国が指定する指定試験機関）が実施する理容師試験、美容師試験に合格し、免許の交付を受ける必要があります。

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

〒135-8507 東京都江東区有明3-7-26

有明フロンティアビル B棟9F

TEL : 03-5579-0911

ホームページ : <https://www.rbc.or.jp/>



◆免許申請に関すること

- ・試験合格後、初めて免許を取得するとき
- ・免許証を破り、汚し、失ったとき
- ・旧理容師免許証又は旧美容師免許証の原本を失い、かつ、本籍地都道府県名・氏名に変更があったとき
- ・理容師又は美容師が死亡、又は失そう宣告を受けたとき
- ・免許証の英訳文が必要なとき

◆管理理容師・管理美容師に関すること

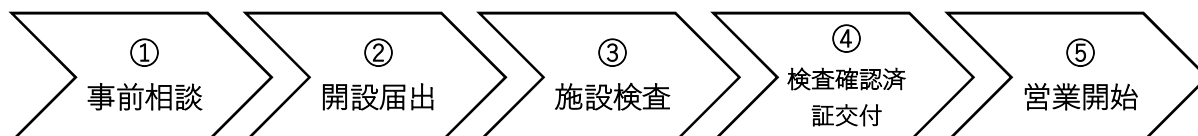
- ・管理理容師・管理美容師講習会の受講について
- ・講習会修了証の書換え交付・再交付申請手続きについて

2. 理容所・美容所の開設手続きについて

【手続きの流れ】

理容所・美容所を開設しようとする者は、理容所・美容所の位置、構造設備等を都道府県知事に届け出て（理容師法第 11 条、美容師法第 11 条）、都道府県知事の検査により、その構造設備が基準に適合することの確認を受けた後でなければ、理容所・美容所を使用することはできません。（理容師法第 11 条の 2、美容師法第 12 条）

施設使用（営業開始）までの流れは以下のとおりです。



①事前相談

設置場所・構造設備等について、施設の平面図（内法での寸法及び設備の配置がわかるもの）等をお持ちのうえ、必ず事前に保健所窓口（P5 参照）でご相談ください。

事前に保健所に連絡して、担当者と来庁時間を相談してください。

②開設届出

開設届出に必要な書類（P6 参照）を揃えて、保健所窓口にご提出ください。

事前に保健所に連絡して、担当者と来庁時間を相談してください。

○提出部数：1部

開設届の控えが必要である場合は2部。（1部に収受印を押印してお返しします。）

③施設検査

施設が構造設備基準（P13 参照）に適合していることを確認するため、保健所職員による立入検査を行います。検査では、設備や器具等を確認しますが、施設が完成していない、設備・器具類に不備があった場合は、検査合格となりません。

④検査確認済証の交付

立入検査の結果等を踏まえて審査を行い、施設が構造設備基準に適合している場合は、検査確認済証が交付されます。

⑤営業開始

○検査確認済証は理容所・美容所の見やすい場所に掲示する義務があります。

○営業にあたっては、衛生上必要な措置基準（P16 参照）を遵守して下さい。

※次に該当する場合も**新規の開設届出**が必要です。

①施設の大規模増改築（許可取得時と同一性を失う場合）

例）50%以上の内部改造、100%以上の増改築

②施設を移転する場合

など

【理容所と美容所の同一場所での開設（重複開設）について】

理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部が改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）され、理容所と美容所を同一の場所で開設（重複開設）することができるようになりました。

ただし、重複開設の場合では、以下に示した要件等がありますので、事前に管轄保健所にご相談いただきますようお願いいたします。

○重複開設する場合の要件

重複開設する場合とは、理容所及び美容所の作業室が同一であることをいい、作業室以外の場所を同一としている理容所及び美容所の併設施設は含みません。

なお、重複開設する場合は、次の（１）及び（２）を満たす必要があります。

（１）重複施設が、理容所及び美容所の双方の必要な衛生上の措置を全て満たしていること。

（２）重複施設の従事者全員が、理容師及び美容師の双方の資格を有していること。

【その他制度に基づく手続きについて】

営業を始めるにあたり、**理容師法・美容師法以外にも関係法令を遵守する必要があります**。申請や届出が必要か事前に相談して下さい。

（関係法令の一例）

(1) 建築基準法 建築確認等について	管轄各土木事務所（建築主事のいる市の場合は当該市） の建築基準法担当又は民間の建築確認検査機関
(2) 都市計画法 用途地域について	管轄市町村・各土木事務所の都市計画担当
(3) 消防法 消防検査、消防用設備の 設置等について	管轄消防署
(4) 食品衛生法 飲食の提供を行う場合	管轄保健所
(5) 浄化槽法 浄化槽を設置する場合	

【検査手数料】

理容所・美容所の使用前検査にあたっては、「理容師法施行条例」、「美容師法施行条例」に基づき、次の検査手数料が必要となります。銀行又は各保健所内証紙売捌き所等で申請手数料相当の沖縄県収入証紙を購入し、届出書に添付してください。

なお、検査手数料は、届出書を受理した後は、取り下げることになった場合でも返還できません。

検査対象	検査手数料
理容所開設	16,000 円
美容所開設	16,000 円

【各保健所窓口一覧】

保健所名	連絡先・住所・受付時間	管轄市町村
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中 2 - 13 - 1 8時半～12時、13時～16時	名護市、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村
中部保健所 生活衛生班	098-938-9787 沖縄市美原 1 - 6 - 28 8時半～12時、13時～16時	宜野湾市、沖縄市、うるま市、 恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、 嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部保健所 生活衛生班	098-889-6799 南風原町字宮平 212 8時半～12時、13時～16時	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、 西原町、与那原町、南風原町、 八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村、久米島町
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476 8時半～12時、13時～16時	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438 9時～11時半、13時～16時半	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市については、那覇市保健所（098-853-7963）にご相談ください。

【開設届出に必要な書類】

開設届出にあたり、下記の書類が必要となります。

必要書類一覧	チェック
(1) 理容所開設届、美容所開設届（第1号様式） 各保健所窓口で配布しているほか、沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。	□
(2) 理容所・美容所の付近の見取図	□
(3) 理容所・美容所の平面図 ・内法での寸法(m)、設備の配置を記載してください。 ・作業所及び待合所の面積算定式を記載してください。	□
(4) 構造及び設備の概要（別紙1）	□
(5) 器具及び布片類（別紙2）	□
(6) 従事する理容師・美容師全員の健康診断書（第2号様式） ・1ヶ月以内に受診した健康診断書を提出してください。 ・結核（レントゲン番号も）、皮膚疾患の有無及び医師の氏名の記載が必要です。	□
(7) 開設者の確認書類 ・開設者が個人の場合：運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書を提示してください。 ・開設者が法人の場合：登記事項証明書の写し（原本照合を行いますので、窓口で原本を提示してください） ・開設者が外国人の場合：国籍等記載された住民票の写し	□
(8) 従事する理容師・美容師全員の理容師・美容師免許証のコピーと原本 ・免許証原本は照合後に返却します。 ・免許証記載事項に変更があり、書換えをしていない場合は、戸籍謄本等を添付。又は、(公財)理容師美容師試験研修センターにて書換え交付申請を行い、その書換え交付申請書の写しを添付。	□
(9) 管理理容師・管理美容師がいる場合、管理理容師・管理美容師講習会修了書のコピーと原本 ・従事する理容師・美容師が2名以上なら管理理容師・管理美容師が必要となります。	□

【開設届記載例】

第1号様式

保健所長 殿

住民票、登記簿謄本通りに記載して下さい

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 ○○市○○1丁目2番地3号

氏名 沖繩 花子

(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

確認済証に反映されるので、大文字・小文字・スペース・()等は正確に記載して下さい

美容所開設届

下記のとおり、美容所を開設しますので、美容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

アパート、ビル等の場合は建物名称、階数、部屋番号を記載して下さい

記

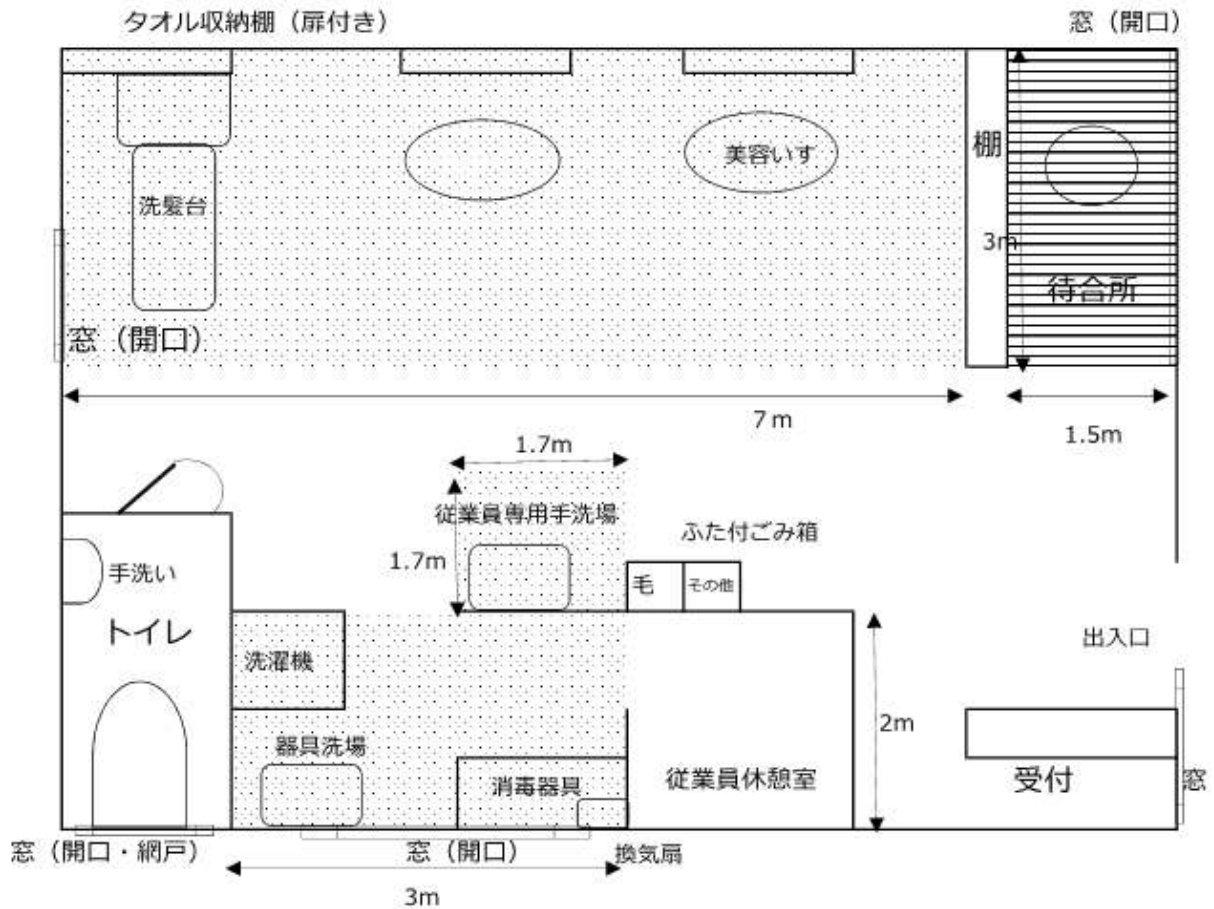
美容所の名称	○○美容室		所在地	△△市△△4-5-6 / ○○ビル201	
開設予定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日				
構造設備の概要	別紙のとおり		実際の開設は保健所の確認後になります		
美容師					
登録番号	氏名	住所(管理美容師のみ)	管理美容師資格取得年月日及び番号	美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無	
第12345号	沖繩 花子	○市○1-2-3	平成○○○ ○第○○○号	有 無	
第 号			第 号	有 無	
第 号	美容所と理容所を同一施設で兼ねる場合に記載して下さい		第 号	有 無	
第 号			第 号	有 無	
その他の従業員の氏名			沖繩 太郎		
重複開設の場合	理容所の名称				
	理容所開設予定年月日(開設予定の場合)				

添付書類

- 1 美容所の構造設備の概要を明らかにした平面図
- 2 医師の健康診断書(第2号様式)
- 3 管理美容師を置く場合にあっては認定講習会修了証の写し
- 4 外国人が届出をする場合にあっては、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。)

受付等美容に従事しない従業員の方がいる場合は記載して下さい。いない場合は「なし」と記載して下さい。

【平面図記載例】 ※構造設備基準に適合するように施設を設計してください。



待合所 $3\text{m} \times 1.5\text{m} = 4.5\text{m}^2$



作業所 $3\text{m} \times 7\text{m} = 21\text{m}^2$

$1.7\text{m} \times 1.7\text{m} = 2.89\text{m}^2$

$2\text{m} \times 3\text{m} = 6\text{m}^2$

$29.89\text{m}^2 > 13.2\text{m}^2$

(平面図ポイント)

- 待合所と作業所の区分の種類配置を明記して下さい。
- 待合所と作業所はそれぞれ範囲がわかるように色分けや凡例をつけて下さい。
また、寸法 (内法) も記載して下さい。
- 待合所と作業所の面積算定式を記載して下さい。
- 窓について、開口できるか、網戸がついているか明記して下さい。
- 住宅等の一部を使用する場合は、施設全体の中で理美容所が配置する場所を明記して下さい。

【別紙 1 記載例】

別紙 1		構造設備の概要		複数ある場合は、該当項目を全てチェックする。
該当するものを○印で囲むか、数字又は文字を記入する。				
建物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨・木造・その他 ()			
床	コンクリート・タイル・ <input checked="" type="checkbox"/> リノリウム・板・その他 ()			
腰壁(腰張り) (床から 60cm 高)	洗い場	コンクリート・ <input checked="" type="checkbox"/> タイル・その他 ()		
	その他	コンクリート・ <input checked="" type="checkbox"/> タイル・ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (防水クロス)		
作業所	(面積は内寸) 29.89 m ²	計 (面積は内寸) 34.39 m ²	作業室と客待場所との境	
客待場所	(面積は内寸) 4.5 m ²		<input checked="" type="checkbox"/> 棚・ケース・隔壁・その他 ()	
換気	<input checked="" type="checkbox"/> 自然換気 <input checked="" type="checkbox"/> 換気扇・その他 ()			
採光窓	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無			
照明	蛍光灯 2 個 白熱灯 個 LED 3 個			
作業いす	3 台	内 訳	理容いす 台	シャンプーいす 1 台
			美容いす 3 台	美顔術いす 台
			ドライヤーいす 台	アームドライヤー 台
消毒設備	消毒室 (場所)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		布片格納戸棚 1 個
	紫外線消毒器	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		消毒済器具容器 1 個
	メスシリンダー	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		未消毒器具容器 1 個
	薬液容器	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		未洗浄布片容器 1 個
	消毒薬 (複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム <input checked="" type="checkbox"/> エタノール・その他 ()		
	タオルの消毒	蒸気消毒器 ・ <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム)		
その他の 設備	器具 (タオル等) 洗場	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		手洗設備 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
	蓋つき毛髪箱	1 個		冷房設備 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
	蓋つき汚物箱	1 個		暖房設備 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
便所	汲取 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 水洗式 (手洗設備: <input checked="" type="checkbox"/> 有・無)	排水処理	浄化槽 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 下水道	
<p>救急箱も完備すること。</p> <p>器具洗い場と従事者用手洗い場とは、別々に設けること。</p> <p>タオルを薬液で消毒する場合は、大型の蓋付き容器が必要。</p>				

【器具及び布片類（別紙2）について】

県条例で施設に常時備え付ける器具及び布片類の種類と数が定められています。

備付数は最低数以上が必要で、例えば、理容・美容椅子が3台の施設では、タオルなら備付基準の20に3を掛けた60が、はさみなら $2 \times 3 = 6$ が、最低必要数となります。

美容所

以下の基準は美容いす1脚ごとの数

No	品目	基準
1	タオル	20
2	カッティングクロス	2
3	シャンプークロス	1
4	化粧衣	1
5	セットコーム	2
6	テールコーム	2
7	荒ぐし	2
8	かみそり	2
9	はさみ	2
10	ローションブラシ (又はヘアードイブラシ)	2
11	ヘアブラシ	2
12	刷毛(はけ)	2
13	ローションカップ (又はヘアードイカップ)	1
14	スポイト	1

以下の基準は施設(店)ごとの数

	品目	基準
15	ドライヤー	1
16	セット台	1
17	液量計	1

理容所

以下の基準は理容いす1脚ごとの数

No	品目	基準
1	タオル	20
2	カッティングクロス	2
3	シャンプークロス	1
4	シェービングクロス	1
5	クリッパー(替刃)	2
6	かみそり	2
7	はさみ	2
8	くし	3
9	刷毛(はけ)	2
10	シェービングブラシ	2
11	仕上げブラシ	2
12	ふけとりブラシ	3
13	受け皿(器具)	1
14	シェービングカップ	1

以下の基準は施設(店)ごとの数

	品目	基準
15	シャンプー容器	1
16	石ケンポット	1
17	パウダー振出容器 (又はパウダーポット)	1
18	スポイト	1
19	酒精(アルコール)綿入れ	1
20	液量計	1

3. 理容所・美容所開設後の手続（変更、廃止、承継）について

【変更届出】

理容所・美容所開設届の記載事項（開設者の住所、法人の代表者、施設の名称など）を変更したときは、10日以内に理容所開設届事項変更届（第3号様式）・美容所開設届事項変更届（第3号様式）を作成のうえ、下記の必要書類を添付して保健所に提出してください。

変更内容	必要書類等
(1) 住所、氏名、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	<p>【届出者が個人の場合】</p> <p>変更の内容が確認できる法的書類（住民票抄本など） ※住民票を提出する際は、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。</p> <p>【届出者が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書
(2) 理容師・美容師の雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師・美容師免許証の写しと原本 ・健康診断書（第2号様式）
(3) 管理理容師・管理美容師の雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師・美容師免許証の写しと原本 ・管理理容師・管理美容師講習会修了証の写しと原本 ・健康診断書（第2号様式）
(4) 理容師・美容師を管理理容師・管理美容師に変更	<ul style="list-style-type: none"> ・管理理容師・管理美容師講習会修了証の写しと原本
(5) 理容師・美容師の退職	
(6) 管理理容師・管理美容師の退職	
(7) 店舗名の変更	
(8) 理容師・美容師以外の従業員の雇用	
(9) 小規模な増改築、レイアウトの変更、待合所の場所や面積の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前と変更後の施設の平面図 ※開設面積の50%以上の大規模な増改築は新規の開設届が必要です。 ・構造及び設備の概要（別紙1）
(10) 理容・美容いすの数の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・構造及び設備の概要（別紙1） ・器具及び布片類（別紙2）

【廃止の届出】

理容所・美容所を廃止する場合は、廃止の日から 10 日以内に理容所廃止届（第 8 号様式）・美容所廃止届（第 8 号様式）を作成のうえ、検査確認済証を添付して保健所に提出してください。

【承継の届出】

事業の譲渡、個人の相続又は法人の合併・分割により、開設者の地位を承継したときは、承継届（相続用、合併用、分割用）を作成のうえ、下記の必要書類を添付して保健所に提出してください。

承継の種類	必要書類
事業の譲渡	(1) 理容所開設者地位承継（譲渡）届（第 3 号様式の 2）、美容所開設者地位承継（譲渡）届（第 3 号様式の 2） (2) 営業の譲渡が行われたことを証する書類 (3) 外国人が届出をする場合にあっては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）
個人の相続	(1) 理容所開設者地位承継（相続）届（第 4 号様式）、美容所開設者地位承継（相続）届（第 4 号様式） (2) 相続開始の事実の記載がある戸籍謄本又は不動産登記規則第 247 条第 5 項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し (3) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書（第 5 号様式）
法人の合併	(1) 理容所開設者地位承継（合併）届（第 6 号様式）、美容所開設者地位承継（合併）届（第 6 号様式） (2) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
法人の分割	(1) 理容所開設者地位承継（分割）届（第 7 号様式）、美容所開設者地位承継（分割）届（第 7 号様式） (2) 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

【出張理容業・美容業の届出】

理容所・美容所の開設者（当該理容所・美容所に従事する理容師・美容師を含む）が、理容所・美容所以外の場所で理容業・美容業を行うときは、理容師出張業届（第 11 号様式）、美容師出張業届（第 11 号様式）を作成の上、（年間を通して出張理容業・美容業を行う場合）年間計画書と（管轄外の保健所に届け出る場合）検査確認済証を添付して保健所に提出してください。

4. 構造設備の基準

1 理容所の構造設備の基準

- (1) 常に清潔に保つこと。(理容師法第 12 条第 1 号)
- ア 床及び腰版にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。(理容師法施行規則第 26 条第 1 号)
 - イ 洗場は、流水装置とすること。(理容師法施行規則第 26 条第 2 号)
 - ウ ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。(理容師法施行規則第 26 条第 3 号)
- (2) 消毒設備を設けること。(理容師法第 12 条第 2 号)
- (3) 採光、照明及び換気を十分にすること。(理容師法第 12 条第 3 号)
- ア 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。(理容師法施行規則第 27 条第 1 号)
 - イ 換気 理容所内の空気 1 リットル中の炭酸ガスの量を 5 立方センチメートル以下に保つこと。(理容師法施行規則第 27 条第 2 号)
- (4) 理容所には、理容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。(理容師法施行条例 別表第 2(1))
- (5) 作業場、待合所及び理容師の家族、従業者その他の者の居所をそれぞれ明確に区分すること。(理容師法施行条例 別表第 2(2))
- (6) 作業場の面積は、理容いす 2 脚まで 9.9 m²以上とし、理容いす 1 脚増すごとに 3.3 平方メートル以上増すこと。(理容師法施行条例 別表第 2(3))

理容いす	作業場面積 (m ²)
1 脚	9.9 m ²
2 脚	9.9 m ²
3 脚	13.2 m ² (9.9 m ² + 3.3 m ² × 1 脚)
4 脚	16.5 m ² (9.9 m ² + 3.3 m ² × 2 脚)
5 脚	19.8 m ² (9.9 m ² + 3.3 m ² × 3 脚)

- (7) 腰板は、床面から 60 センチメートル以上とすること。(理容師法施行条例 別表第 2(4))

- (8) 理容所の天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とすること。(理容師法施行条例 別表第2(5))
- (9) 常時備え付ける布片類及び理容器具は、次のとおりとすること。(理容師法施行条例 別表第2(6)) P10 参照
- (10) 理容所(便所その他の客の利用する場所を含む)は、月1回以上そ族、昆虫等の駆除を行うこと。(理容師法施行条例 別表第2(7))

2 美容所の構造設備の基準

- (1) 常に清潔に保つこと。(美容師法第13条第1号)
 - ア 床及び腰版にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。(美容師法施行規則第26条第1号)
 - イ 洗場は、流水装置とすること。(美容師法施行規則第26条第2号)
 - ウ ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。(美容師法施行規則第26条第3号)
- (2) 消毒設備を設けること。(美容師法第13条第2号)
- (3) 採光、照明及び換気を十分にすること。(美容師法第13条第3号)
 - ア 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。(美容師法施行規則第27条第1号)
 - イ 換気 美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。(美容師法施行規則第27条第2号)
- (4) 美容所には、美容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。(美容師法施行条例 別表第2(1))
- (5) 作業場、待合所及び美容師の家族、従業者その他の者の居所をそれぞれ明確に区分すること。(美容師法施行条例 別表第2(2))

- (6) 作業場の面積は、美容いす 2 脚まで 9.9 m²以上とし、美容いす 1 脚増すごとに 3.3 平方メートル以上増すこと。(美容師法施行条例 別表第 2(3))

美容いす	作業場面積 (m ²)
1 脚	9.9 m ²
2 脚	9.9 m ²
3 脚	13.2 m ² (9.9 m ² + 3.3 m ² × 1 脚)
4 脚	16.5 m ² (9.9 m ² + 3.3 m ² × 2 脚)
5 脚	19.8 m ² (9.9 m ² + 3.3 m ² × 3 脚)

- (7) 腰板は、床面から 60 センチメートル以上とすること。(美容師法施行条例 別表第 2(4))

- (8) 美容所の天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とすること。(美容師法施行条例 別表第 2(5))

- (9) 常時備え付ける布片類及び美容器具は、次のとおりとすること。(美容師法施行条例 別表第 2(6)) P10 参照

- (10) 美容所(便所その他の客の利用する場所を含む)は、月 1 回以上そ族、昆虫等の駆除を行うこと。(美容師法施行条例 別表第 2(7))

5. 衛生上必要な措置の基準

1 理容の業を行う場合に衛生上必要な措置の基準

(1) 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。(理容師法第9条第1号)

ア 皮ふに接する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。(理容師法施行規則第24条)

(2) 皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。(理容師法第9条第2号)

ア 皮ふに接する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。(理容師法施行規則第24条)

イ 消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。(理容師法施行規則第25条)

1 かみそり(専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒

イ 沸騰後2分間以上煮沸する方法

ロ エタノール水溶液(エタノールが76.9%以上81.4%以下である水溶液をいう。次号二において同じ。)中に10分間以上浸す方法

ハ 次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

2 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒

イ 20分間以上1平方センチメートル当たり85マイクロワット以上の紫外線を照射する方法

ロ 沸騰後2分間以上煮沸する方法

ハ 10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる方法

ニ エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法

ホ 次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

ヘ 逆性石ケンが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

ト グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

チ 両性界面活性剤が 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す方法

- (3) 身体は、常に清潔に保ち、清浄な白衣又は作業衣を着用すること。（理容師法施行条例 別表第 1(1)）
- (4) 顔面作業を行う場合は、清潔なマスクを用いること。（理容師法施行条例 別表第 1(2)）
- (5) 客に接するときは、必ず消毒液または石けんで手指を洗うこと。（理容師法施行条例 別表第 1(3)）
- (6) 客用被布は、清潔なものを使用すること。（理容師法施行条例 別表第 1(4)）
- (7) 消毒済みの器具及び布片類は、ほこりが付着しないよう一定の容器に納めておくこと。（理容師法施行条例 別表第 1(5)）
- (8) 客の求めがあるときは、更に器具の消毒を行うこと。（理容師法施行条例 別表第 1(6)）
- (9) 衛生上有害と認められる溶剤及び化粧品又はこれに類するものを使用しないこと。（理容師法施行条例 別表第 1(7)）
- (10) そり毛に用いる液は、客 1 人ごとに新鮮なものに取り替えること。（理容師法施行条例 別表第 1(8)）
- (11) 理容所以外の場所で業務を行う場合は、前各号に掲げる措置のほか、消毒液及び消毒器具並びに清潔なタオル等の布片類を相当数携帯すること。（理容師法施行条例 別表第 1(9)）

2 美容の業を行う場合に衛生条必要な措置の基準

- (1) 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。（美容師法第 8 条第 1 号）
 - ア 皮ふに接する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。（美容師法施行規則第 24 条）
- (2) 皮ふに接する布片は、客 1 人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客 1 人

ごとにこれを消毒すること。（美容師法第8条第2号）

ア 皮ふに接する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。（美容師法施行規則第24条）

イ 消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。（美容師法施行規則第25条）

1 かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒

イ 沸騰後2分間以上煮沸する方法

ロ エタノール水溶液（エタノールが76.9%以上81.4%以下である水溶液をいう。次号二において同じ。）中に10分間以上浸す方法

ハ 次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

2 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒

イ 20分間以上1平方センチメートル当たり85マイクロワット以上の紫外線を照射する方法

ロ 沸騰後2分間以上煮沸する方法

ハ 10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる方法

ニ エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法

ホ 次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

ヘ 逆性石ケンが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

ト グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

チ 両性界面活性剤が0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

(3) 身体は、常に清潔に保ち、清浄な白衣又は作業衣を着用すること。（美容師法施行条例 別表第1(1)）

(4) 顔面作業を行う場合は、清潔なマスクを用いること。（美容師法施行条例 別表第1(2)）

(5) 客に接するときは、必ず消毒液または石けんで手指を洗うこと。（美容師法施行条例 別表第1(3)）

- (6) 客用被布は、清潔なものを使用すること。(美容師法施行条例 別表第1(4))
- (7) 消毒済みの器具及び布片類は、ほこりが付着しないよう一定の容器に納めておくこと。(美容師法施行条例 別表第1(5))
- (8) 客の求めがあるときは、更に器具の消毒を行うこと。(美容師法施行条例 別表第1(6))
- (9) 衛生上有害と認められる溶剤及び化粧品又はこれに類するものを使用しないこと。(美容師法施行条例 別表第1(7))
- (10) 溶剤を使用してパーマントウェーブを行った場合は、完全に洗髪すること。(美容師法施行条例 別表第1(8))
- (11) 美容所以外の場所で業務を行う場合は、前各号に掲げる措置のほか、消毒液及び消毒器具並びに清潔なタオル等の布片類を相当数携帯すること。(美容師法施行条例 別表第1(9))

6. Q&A

※法改正等により追加・修正する場合があります

Q 1 開設者は美容師である必要がありますか。

A 1 開設者とは、開設しようとする美容所において美容の業を適正に行うための責任者なので、開設者が美容師である必要はありません。ただし、美容師以外が美容の業を行ってははいけません。

Q 2 作業場とはどの範囲ですか。

A 2 作業場とは、施術所と消毒室を指します。出入り口の踏み込み、受付、トイレ、従業員休憩所は含みません。

Q 3 備え付けるタオルの色は指定がありますか。

A 3 特に色の指定はありませんが、血液の付着が確認しやすい色のものを備えて下さい。

Q 4 未洗淨タオル入容器はどのようなものを準備すればよいですか。

A 4 素材は衛生管理が容易に行えるプラスチック製のかご等で、大きさはイスの数に応じた未洗淨タオルが収まるものを準備して下さい。

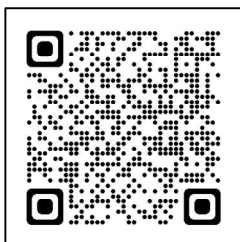
7. その他

理容師法・美容師法の法令や通知等については下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。また、届出様式等は沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。

【厚生労働省ホームページ】

理容・美容のページ

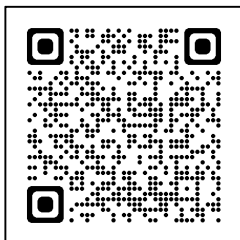
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123853.html>



【沖縄県薬務生活衛生課ホームページ】

理容業に関すること

<https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1006591/1006594/1006598/1006622/1006623.html>



美容業に関すること

<https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1006591/1006594/1006598/1006621.html>

